

令和8年2月市議会定例会 提案説明

本定例会に提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

1. はじめに

食料品をはじめとした日本国内の長引く物価高騰は、本市の市民生活にも深刻な影響を与えています。本市では、国の補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用し、全市民を対象とした定額給付金事業や、過去最大の規模となる生活応援クーポン事業、私立保育園の給食費支援や社会福祉施設に対する物価高騰対策などを、市議会のご協力もいただきながら、1月臨時会において予算化いたしました。引き続き、物価高騰に疲弊する方々を早急に支援し、市民の皆様のご暮らしを守り、生活の下支えを行う取り組みをしっかりと進めてまいります。

2月8日に投開票が行われた衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は、解散から投開票日までの期間が戦後最短となりました。厳しい寒さのなかの選挙であったものの、大きなトラブルもなく選挙事務を無事に遂行することができました。これもひとえに市民の皆様のご理解の賜物であり、深く感謝申し上げます。

2. 市政の総括

市長3期目の4年間、任期当初は全国で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症に対し、全庁一丸となって感染拡大防止に取り組むとともに、市民の皆様への命と暮らしを守ることを最優先に、生活支援や経済対策などを進めてまいりました。5類感染症への移行後は、人を呼び込み賑わいを創出する施策を積極的に展開するとともに、本市の明るい未来を切り拓く様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、市民の皆様や議員各位には格別のご理解とご協力をいただきながら、長年の懸案事項について、一つひとつ着実に前へ進めてまいりました。

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設「リンピアいなば」は令和5年4月に本稼働し、神谷清掃工場は今月解体工事に着手いたしました。さらに、市役所旧本庁舎跡地に整備を進めてきた鳥取市まちなか交流広場「とりこいば一く」は来月20日にオープンし、再整備を進めてきた「鳥取市公設地方卸売市場」も同日竣工いたします。

また、令和7年2月には、全国に先駆けて本市と麒麟のまち圏域の6町が連携し、「因幡・但馬麒麟のまち創生総合戦略」を策定しました。これにより、構成市町の枠を超えた地方創生を一層推進し、本市が将来にわたって山陰東部圏域の中心都市として発展し続けるための様々な取り組みを展開してまいりました。

そして、市民の皆様にお約束しました政策公約につきましては、「鳥取市

を飛躍させ、発展させる」をまちづくりの理念とし、「人を大切にするまち」「安全、安心なまち」「暮らしやすく住み続けたいまち」「にぎわいにあふれ元気なまち」の4つの政策の柱を掲げ、その実現に向けて全力で取り組んでまいりました。

この4年間で振り返り、主な取り組みを総括したいと思います。

第1は、「人を大切にするまち」です。

I 人を大切にするまち

(1) 地域共生社会実現の取り組みを強力に展開

少子高齢化の進行に伴い、地域社会や家庭において様々な課題が顕在化するなか、地域共生社会の実現に向けた様々な取り組みを展開してまいりました。

これまで6地区において、地域の福祉課題に対し、地域が主体となって、支援機関などと連携し、解決につなげるための仕組みづくりに取り組み、地域の支え合い活動の推進を図ってきたところです。

また、障がいのある方が仲間や地域の人と交流でき、生活相談もできる拠点となる「地域活動支援センター」の設置を支援し、地域での居場所づくりを進めたほか、高齢者が、社会参加活動を通じた介護予防により、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、気軽に集まれるサロンなど通いの場の開設・運営への支援や、ふれあいデイサービスの実施による交流や健康づくりの取り組みを進めました。

令和7年3月には、認知症の方とともに、「鳥取市認知症施策推進計画」を策定し、掲げる目指すすがた「認知症になってからも、自分らしく暮らし続けることができるまち」の実現に向け、「新しい認知症観」のもと、認知症に関する正しい知識、認知症の人に関する正しい理解が深まるよう取り組んでいるところです。

一人ひとりの健康を守る取り組みでは、地域や企業などでの健康教育に加え、令和5年度には学校へ保健師や管理栄養士などが直接出向く「わくわく元気教室」を開始するなど、正しい知識の普及や健康意識の醸成に努めてまいりました。今後も、本年度策定予定の「とっとり市民健康プラン2026」に基づき、誰一人取り残さない健康づくりを推進することが必要と考えております。

(2) G I G Aスクール、オンラインを利用した教育の充実

本市では、令和2年度に「鳥取市G I G Aスクール構想」を策定し、教育におけるI C T環境を整え、児童生徒の自由な発想を育むとともに個々のニーズに応じた学びを推進してまいりました。

これにより整備した1人1台端末を活用し、海外の外国人講師と直接会話する「オンライン英会話授業」を、全ての市立中学校・義務教育学校後期課程、全17校で実施し、生徒一人ひとりに生きた英語を話す機会を提供し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るなど、グローバル化に対応した教育を進めました。

また、「麒麟のまちアカデミー」鳥取市尚徳大学講座の鳥取市公式動画チャンネルでの配信や、SNSなどを活用した広報を展開し、子どもから高齢者まで、いつでも気軽に取り組める学びの場を提供するなど、麒麟のまち圏域全体の生涯学習の活性化を推進しました。

さらに、令和4年12月より鳥取市電子図書館を導入し、いつでもどこでもインターネットを通じて電子書籍の貸出、返却ができるサービスを提供しているところです。読書や図書館利用に困難をとまなう方にも読書活動が可能となり、市民一人ひとりの読書活動を支える図書館をめざして、今後も取り組むことが必要と考えております。

(3) SDGsの理念のもと、誰一人取り残さない持続可能な鳥取市

本市は、SDGsの理念である、持続可能で「誰一人取り残さない社会」の実現を市政運営の重要な柱に据え、様々な取り組みを推進してまいりました。

なかでも、令和5年3月に策定した脱炭素ロードマップに基づき、令和5年度から取り組んでいる「脱炭素先行地域」においては、太陽光や小水力発電といった地域共生型再生可能エネルギーの導入を進め、環境と経済が好循環する持続可能な地域づくりを推進しているところです。

また、多世代が交流する場、課題を抱えた方の居場所や、社会参加を促し、社会的な孤立を防止するなど地域の支え合いが生まれる取り組みとして、地域食堂の充実を図ってまいりました。加えて、様々な要因で

生活に困難を抱える子どもに、学校でも家でもない「第3の居場所」を提供し、学習や生活習慣の定着が図られるよう支援を進めています。

今後も、市民、事業者、関係団体の皆様との協働により、全国のモデルとなる持続可能な地域づくりを具体の施策として実装し、将来世代に誇れる鳥取市の実現に取り組むことが必要と考えております。

(4) 独りぼっちを作らない、孤独・孤立対策

社会的孤独・孤立の問題は、生活スタイルの多様化や雇用形態の不安定などが要因となって、特にコロナ禍を経て顕在化しました。これは、誰にでも起こり得る問題で、社会全体で対応していかなければならない課題です。高齢者、障がい者、子ども、生活困窮といった分野ごとに分かれた福祉施策のはざままで、支援が届かず社会的に孤立してしまうことがないように、重層的支援体制を強化するとともに、本市では、令和4年度から市民ボランティア「つながりサポーター」の養成や、孤独・孤立対策に係る知見や活動実績がある民間団体と連携して「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を立ち上げ、市民の皆様や事業者の皆様と一緒に取り組みを進めてまいりました。

令和5年度からは、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏の連携事業として、「地域食堂」事業を基盤に、麒麟のまち圏域に活動の輪を拡げるとともに、つながりサポーターは840名を超える皆様に登録をいただくなど、全国からも注目される取り組みとなっています。

孤独・孤立対策は、人と人がつながり、地域、企業、行政が協働する地域づくりであり、地域共生社会の進展を図る、また地域を豊かにするために、さらなる充実を図ることが必要であると考えています。

第2は、「安全、安心なまち」です。

Ⅱ 安全、安心なまち

(1) 新型コロナウイルス等による感染症から市民を守る

市民の生命と健康、地域社会に深刻な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の流行では、感染拡大防止と医療の確保、地域経済の維持という大きな課題に直面するなか、感染者への健康観察や相談対応、療養環境の整備のほか、医療機関との連携による入院調整、ワクチン接種体制の構築や検査体制の充実を図り、重症化予防とまん延防止、医療ひっ迫の回避に尽力いたしました。

令和6年3月には、「鳥取県東部圏域感染症予防計画」を策定し、平時からの感染症対策の強化を図り、地域全体で感染拡大を防ぐ体制づくりを進めています。また、令和8年1月には新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、「鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、今後新たに発生し得る感染症などにも対応した、より実効性の高い計画に変更しました。

これまでの感染症対応を通じて培った経験と教訓は、感染症への対策だけにとどまらず、災害対応などの健康危機においても活かされるべき

財産です。日頃からの関係機関との連携強化、研修や訓練の積み重ねにより、健康危機管理の体制構築を図っていくことが重要であると考えております。

(2) 防災力の向上

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、間もなく15年が経過しようとしています。改めて、亡くなられた多くの方に深く哀悼の意を表します。

本年1月6日には県西部で震度5強、本市でも震度3を観測した島根県東部を震源とする地震が発生し、県外では複数の大規模山林火災が発生するなど、改めて、災害の頻発化、激甚化を感じております。

災害から市民の生命・身体・財産を守ることは行政の基本的な責務であり、令和5年能登半島地震の被害とその対応を見ても、災害対応は複雑多様化また高度化し、平時において災害に強いまちづくりに取り組む「事前防災」は、さらに重要度を増しています。

こうしたなか、緊急情報をプッシュ通知する本市の防災アプリに、自身の防災行動計画（マイタイムライン）を作成できる機能を追加するとともに、本市の防災情報が一目でわかる鳥取市防災ポータルサイトの整備や、防災を含めた生活関連情報を外国人住民に分かりやすく伝える「やさしい日本語サイト」の整備、また、留学生向けの防災セミナーの実施など、市民への防災情報の伝達強化に取り組んでまいりました。

これらの整備に加え、避難所環境を向上させる簡易ベッドなどの備蓄や迅速な避難所開設のための避難所解錠用キーボックスの整備、職員の避難所対応訓練、総合防災訓練の実施など、全庁あげて災害対応力の強化を図っているところです。

また、防災コーディネーターの派遣による防災講習や地域防災の中心となる防災指導員、防災リーダーの育成に注力したほか、各地区の避難所運営に必要な資機材配備の支援など、地域防災力の強化にも努めました。

このように、「自助」「共助」「公助」、またソフト対策、ハード整備といった多角的な視点から防災対策に取り組み、本市の防災力は着実に向上しています。引き続き、更なる防災力の向上に向けて取り組んでいくことが必要であると考えています。

第3は、「暮らしやすく住み続けたいまち」です。

Ⅲ 暮らしやすく住み続けたいまち

(1) 住み慣れた地域で住み続ける

先日発表された、宝島社発行の田舎暮らしの本による「2026年版住みたい田舎ベストランキング」において、本市は、若者世代・単身者が住みたいまち部門で3位、子育て世代部門で4位、総合部門で3位と、4部門のうち3部門でトップ10入りを果たしました。また、中国地方のエリア別ランキングでも総合部門で2位という高い評価をいただきました。

これは、本市が持つ豊かな自然環境や地域で暮らす人々の魅力に加え、子育てや医療・福祉サービスなどをはじめとした様々な取り組みや、移住者に寄り添った相談対応などにより、多くの方に鳥取市の暮らしやすさが認められた結果であると考えています。

令和6年度の移住者数は、過去最多となる508人となりました。さらなる移住者数の増加には、情報発信の強化が不可欠であることから、移住プロモーションを担う地域おこし協力隊を任命し、本市の魅力発信を戦略的に行うなど、移住定住の促進を図っているところです。

また、高校生による出張企業見学会を行うとともに、麒麟のまち圏域の高校1・2年生を対象とした「早期ブランディング事業」では、令和7年度に、地元企業37社、625名の高校生が参加し、地元企業をテーマとした探求学習を実施しました。

今後も、本市の魅力向上による移住定住の推進とともに、若者が地元企業や働く人と接点を持つ機会の充実を図ることなどにより、将来を見据えた地元就職の促進に取り組むことが必要と考えております。

(2) 公共交通へのキャッシュレスシステムの導入

生活や経済を支える地域交通の維持・確保が喫緊の課題となるなか、公共交通の利用促進が求められており、本市では、利便性の向上や円滑な移動手段の確保を目的として、公共交通のキャッシュレス化に取り組んでまいりました。

令和5年4月1日に100円循環バス「くる梨」に交通系ICカード「ICOCA」（イコカ）を導入し、昨年3月15日からは、JR山陰本線の鳥取駅から倉吉駅間の各駅で「ICOCA」の利用が可能となりました。さらに、本年3月21日には、本市と県、バス事業者、JRなどが連携して、市内を運行する全ての路線バスにも「ICOCA」を導入する予定としており、公共交通のキャッシュレス化が一層進むこととなります。

バスや鉄道など、異なる交通手段を継ぎ目なく利用できる環境が整うことで、乗り継ぎや運賃支払い時の利便性や快適性が大幅に向上されることから、移動の活性化と公共交通利用者の増加が期待されます。

引き続き、公共交通の利便性・快適性の向上を通じた、更なる利用促進を図り、持続可能な公共交通の実現につなげることが重要と考えております。

（3）安心して子育てのできる環境の整備

本市では、安心して子どもを産み、育てることができる環境を向上させていくため、駅南庁舎を子育て支援の拠点として、妊娠期から子育て期までワンストップで切れ目ない、きめ細かな子ども・子育て支援を進めています。

母子保健と児童福祉の総合拠点として、令和6年度に開設した、こども家庭センター「こそだてらす」では、妊娠期の妊婦相談、新米パパ教室

の実施などにより、安心して出産を迎えるための支援をはじめ、産後には新生児訪問、産後の心身のケアや育児サポートのための産後ケア事業の利用を勧めることにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、不安や負担感に寄り添い、安心した子育てとなるよう取り組みを進めてまいりました。

また、令和6年7月から、山陰地方で初となる「こども誰でも通園制度試行的事業」を実施しており、令和8年度からの本格実施では、利用可能な施設をさらに拡充し、利便性の向上を図ることで、こどもの育ちを支援するとともに、保護者の育児負担の軽減に取り組めます。

今後も、本市独自の子育て支援アプリなどにより、多様化する子育て世帯のニーズに併せた情報提供を行うことや、子どもや保護者のご意見を伺うことにより、安心して子どもを産み育てられるまちであり続けるよう、子ども・子育て施策を推進することが重要と考えております。

第4は「にぎわいにあふれ元気なまち」です。

IV にぎわいにあふれ元気なまち

(1) スマート技術で生活の質の向上、経済の活性化

コロナ禍を経て、企業の働き方が変化し、テレワークやワーケーションに取り組む企業が増えていることを踏まえ、鳥取砂丘においてワーケーションが可能となる複合施設「SANDBOX TOTTORI」の開設を支援し、受入体制の整備を図りました。併せて、地域課題を題材にしたワーケーションプログラムの開発を支援し、ワーケーションを

通じた関係人口の拡大を図るとともに、サテライトオフィスの進出に向けた機会の創出に取り組みました。

また、企業誘致においては、令和4年度以降、製造系企業4件、事務系企業15件の誘致が実現するとともに、現在も複数の企業と誘致の折衝を行っています。一方で、誘致企業の受け皿となる布袋、山手工業団地の分譲可能用地も少なくなってきており、今後、新たな工業団地の整備も必要であると考えております。

観光においては、DMO麒麟のまち観光局を中心に、圏域の6町と連携し、令和5年11月から圏域のファンづくりや、観光客のニーズなどデータの分析が可能な観光DXのプラットフォーム「このへん共和国」の運用をスタートしました。会員数は1月末現在で、約2万7千人まで拡大しており、広域連携による周遊観光の促進や観光消費の拡大、さらには確かなデータに基づいた観光マーケティングなどに活用しているところです。

農業では、農業用ドローンやGPS付トラクターなどスマート農業機器の導入、林業では、高性能林業機械の導入促進やドローン操作資格者の育成、水産業では、漁業の省力化を図るための漁船機器の導入など、事業者の支援に取り組みました。また、野生鳥獣による農業被害対策として、わなに鳥獣がかかった場合に、狩猟者のスマートフォンへ通知が届くスマートおりわなシステムなどの導入・普及により、捕獲に係る作業の省力化や効率化を図りました。

令和8年3月には、これまでの農業振興プランに代わる新たな「鳥取市農林水産業振興プラン」を策定することとしており、引き続き、農林水産業の成長産業化を目指すとともに、「魅力的で稼げる農林水産業」を創り出し、豊かで暮らしやすい農山漁村を次世代へと繋ぐ取り組みの強化が必要と考えています。

(2) ウォーカブルなまちづくりで中心市街地に賑わいを取り戻す

本市の中心市街地の核であり、ウォーカブルなまちづくりの起点となる鳥取駅周辺の再整備につきましては、令和5年度から、本市がリーダーシップを発揮し、県やJR西日本、地元経済界などと連携しながら取り組みを進めてまいりました。

現在まで、鳥取駅周辺リ・デザイン会議をはじめとして、若者や子育て世代とのワークショップや、駅まち空間デザイン検討部会など多くの議論の場において、時間をかけ丁寧な検討を重ねており、その結果、再整備計画の中核をなす重要施設の配置や、骨格となるレイアウトについては、将来像を具体的に描ける段階まで概ね整理することができ、現在は整備計画の素案の作成を進めているところです。

今後は、この検討成果を市民の皆様としっかり共有し、ご理解と共感を得ながら、さらに内容を磨き上げていくことが重要であると考えております。駅周辺の再整備がきっかけとなり、新たな事業所の進出など、まちが生まれ変わり、中心市街地の活性化へつながり、人が行きかい、

新たな賑わいを取り戻すことで、魅力的で持続的に発展する鳥取市の実現に向けた取り組みを加速化させることが必要です。

また、復元整備が進展する史跡鳥取城跡の新たな魅力創出を図るため、令和4年度から鳥取城跡のライトアップや賑わいマルシェなどの開催に取り組んできました。さらに、鳥取城跡と鳥取駅を結ぶ若桜街道商店街に影絵や提灯による演出を施すとともに、県庁から商店街の街路樹などもライトアップするなど、関係団体の皆様と連携し、まちなかエリア一体の賑わい創出に取り組んでいるところです。

(3) 鳥取砂丘西側整備による滞在型観光の推進

本市は令和元年度に、環境省、鳥取県と共同で「国立公園利用拠点計画」を策定し、鳥取砂丘一帯の滞在環境の上質化に向けた取り組みを進めています。

また、令和3年度に鳥取県と締結した「鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全に係る連携協約」に基づき、令和5年4月には鳥取砂丘の西側に「鳥取砂丘フィールドハウス」が開館し、令和6年4月には、県市が西側に所有する3施設を一体的に活用した複合型宿泊施設「ヤマタ鳥取砂丘ステーション」が開業するなど、新たな滞在拠点の整備に取り組んできたところです。

今後は、ホテル事業者と連携した令和10年（2028年）のマリオット・インターナショナルをブランドとするリゾートホテルの開業や、

地元団体と連携した、多鯰ヶ池の水辺への木道などの整備完成を目指し、滞在型観光の推進や鳥取砂丘周辺エリアのさらなる魅力向上に取り組むことが必要です。

（４）文化芸術や歴史の風薫るまちづくり

本市の文化施設のあり方については、令和４年度に「ホール等文化施設のあり方に関する検討委員会」を立ち上げ、本市の文化施設のあるべき姿について検討を行ってまいりました。その後、令和６年２月には、市民会館、文化センター・ホール、福祉文化会館の４施設の再編などの基本的な方向性を示す「ホール等文化施設のあり方に関する基本方針」を策定し、令和６年度には、市民アンケートやワークショップなどにより、市民の皆様のご意見の把握に努めながら、有識者会議での専門的な見地からの検討などを進めていただき、現在「新たな文化施設の整備に関する基本構想」の今年度末の策定に向けた取り組みを進めています。

鳥取城跡では、「渡櫓門」が令和７年３月に竣工し、これにより正面玄関である「中ノ御門」全体を完成させるなど、市民の皆様の期待が大きい鳥取城の復元を着実に前進させてまいりました。国指定重要文化財「仁風閣」も、令和１１年度のリニューアルオープンを目標に、令和の大修理に取り組んでいます。今後、鳥取城跡周辺はさらなる飛躍が期待されることから、令和７年３月、「第２期鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョン」を策定し、１０年先を見据え、市民や観光客などの憩いの場と

して、さらに魅力を高める取り組みを開始しております。

引き続き、鳥取城跡などの歴史的・文化的価値を磨き上げ、市民の皆様への誇りや愛着の醸成につなげるとともに、中心市街地をはじめ、本市全体の活性化につなげていくことが必要と考えております。

以上、4年間の主な取り組みを申し上げます。

人口減少、少子高齢化が進むなか、子どもから高齢者まで、市民の皆様が、鳥取での暮らしを選び、鳥取に住んで良かったと実感していただくためには、これからも様々な施策を複合的に、継続して取り組むことが必要と考えております。

私の任期も残すところわずかとなりました。これまでの市政の推進に当たり、市議会議員の皆様をはじめ、市民の皆様からの、多くのあたたかいご支援、ご指導をいただきましたことに、改めて深く感謝申し上げます。

3. 令和8年度当初予算の概要

続きまして、今定例会に提案しております、令和8年度の当初予算案の概要について説明申し上げます。

令和8年度の当初予算は、本年3月29日執行予定の市長選挙を控え、義務的経費を中心とした骨格予算を編成し、対前年度15億円減の1,087億円、国の総合経済対策に呼応して1月、2月補正に前倒し

た予算と合わせた実質的な当初予算は1, 118億円となりました。

市税収入は、給与所得の増などにより個人市民税が増加することなどから、18年ぶりに250億円を超える規模を見込んでおり、これまでの取り組みが着実に成果を上げ、本市の明るい未来につながっているものと考えております。

歳出においては、新たに始動する第12次鳥取市総合計画、鳥取市地方創生アクションプランに掲げる目標の実現に向けた施策を着実に前進させるための予算を確保するとともに、鳥取市市政改革プランをもとに、安定的で持続可能な財政基盤の確立にも意を用いました。

人口減少や少子高齢化が進むなか、「一人ひとりが自分の力を発揮でき、支え合いながらともに豊かに暮らせる鳥取市」を目指し、子育て支援や教育の充実、商工業・農林水産業の振興、まちの魅力向上、地域防災力の強化や地域共生のまちづくりに向け、引き続き全力で努めてまいります。

4. 議案の説明

それでは、本定例会に提案いたしました諸議案につきまして説明申し上げます。

議案第6号から議案第22号までは、令和8年度の一般会計、特別会計及び企業会計の予算でありまして、ただいま申し述べました施策をはじめとする諸施策に必要な経費を計上しております。

議案第23号から議案第37号までは、一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算でありまして、国の補正予算に呼応した諸施策に必要な経費、事業費確定に伴う精算などを計上しております。

議案第38号は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定に伴い、本市においても特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

議案第39号は、鳥取市まちなかビジネス共創スクエアの新設に伴い、設置及び管理並びに使用料について必要な事項を定める条例を制定するものです。

議案第40号は、行政手続法の一部改正に伴い、不利益処分に係る聴聞の通知に係る規定等を整備するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第41号は、新たな特殊勤務手当として、災害応急作業等手当を設けるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第42号は、特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会の鳥取市控除対象特定非営利活動法人の指定を取り消すため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第43号は、鳥取県と県内市町村による統一的な犯罪被害者等への経済的支援制度の創設により、新たな支援金の支給事務が鳥取県において行われることに伴い、所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第44号は、鳥取東保健センター及び鳥取市青谷保健センターを廃止するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第45号は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第46号は、鳥取市児童健康支援センターの使用料の額を改定するとともに、事業の対象児童を拡大するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第47号は、鳥取市大杵老人憩の家を廃止するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第48号は、災害弔慰金を支給する遺族について、その支給順位を明確化するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第49号は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料に係る賦課限度額の引き上げ、保険料軽減対象の拡大及び子ども・子育て支援納付金分を新設するとともに、保険料率の改定を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第50号は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の減免等の規定の改定を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第51号は、鳥取市人権交流プラザの改修に伴い研修室等の名称及び使用料を変更するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第52号は、卸売市場法の一部改正に伴い、指定飲食料品等に

該当する取扱品目等の公表について定めるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第53号は、景観法第8条第1項の規定に基づき定めた鳥取市景観計画の改定に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第54号は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第55号は、蔵内農業集落排水施設を廃止し、その設置区域を日置谷農業集落排水施設の設置区域に統合するため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第56号は、青谷駅南工業団地の工業用水の水需要に合わせて、工業用水道事業の基本計画の見直しを行うため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第57号は、人件費、材料費等の高騰を受けて鳥取市立病院の使用料及び手数料の額を改めるため、関係する条例の一部を改正するものです。

議案第58号は、包括外部監査契約の締結について、必要な議決を求めるものです。

議案第59号は、総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的とした鳥取市総合計画基本構想を改定するため、必要な議決を求めるものです。

議案第60号は、辺地対策事業債の活用事業などを、辺地に係る公共的

施設の総合整備計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第61号は、過疎対策事業債の活用事業などを、鳥取市過疎地域持続的発展計画に位置付けるに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第62号は、鳥取市鹿野町小畑集会所等の土地を地元自治会へ無償譲渡するに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第63号は、市道の路線の認定を行うに当たり、必要な議決を求めるものです。

議案第64号は、令和8年1月23日に専決処分した、一般会計の補正予算を報告し、承認を求めるものです。

報告第1号は、鳥取市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき報告するものです。

報告第2号から報告第4号までは、地方自治法等の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、関係する条例の一部改正を令和8年1月20日に専決処分しましたので報告するものです。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。